

「建設副産物適正処理マニュアル」の一部改正概要について

はじめに

「建設副産物適正処理マニュアル」により、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物を適正に処理してきたところでありますが、次のとおりマニュアルの一部改正を行いました。

主な改正内容

主な改正内容は次のとおりです。

1	様式3及び4のリサイクル計画書の廃止に伴い、文中の文言修正及び様式番号の変更を行いました。	【P4, 6など】
2	「官民一体となった土砂バンク（試行）」の登録及び連絡・利用調整等のフローに関連する通知文書の追加を行いました。	【P6】
3	監督員の確認行為について文言を追加しました	【P6】
7	CREDASの廃止に伴い、再生資源利用〔促進〕計画書及び再生資源利用〔促進〕実施書について、様式に改定を行いました。	【様式集】
8	「Ⅱ. 関係通達集等」について、整理を行いました。	【Ⅱ. 関係通達集等】
9	参考法令等の時点修正やその他文言修正を行いました。	【全般】

留意事項

詳細につきましては、別添の「朱書き版」を御確認願います。

建設副産物適正処理マニュアル

平成 3 1 年 4 月

北海道水産林務部

建設副産物適正処理マニュアル 目次

1	本マニュアルの取り扱い	1
2	建設副産物	2
3	再生資材と廃棄物の取扱い	3
4	発注者の責務	4
	(1)計画、設計段階の留意事項	
	(2)積算段階の留意事項	
	(3)契約段階の留意事項	
	(4)工事着手段階の留意事項	
	(5)工事施工段階の留意事項	
	(6)工事完了段階の留意事項	
5	建設副産物の再利用・適正処理	5
	(1)建設副産物の再利用フロー	
	(2)一般廃棄物	
	(3)建設発生土に係る調整協議会等への情報提供と調整等	
	(4)本庁への情報提供	

【別紙】

1	コンクリート塊の処理・再利用フロー(別紙1)	7
	コンクリート塊再利用の留意事項	8
2	アスファルト・コンクリート塊の処理・再利用フロー(別紙2)	11
	アスファルト・コンクリート塊再利用の留意事項	12
3	発生木材(抜根・伐木)の処理・再利用フロー(別紙3)	13
	発生木材(抜根・伐木)再利用の留意事項	14
4	建設発生土の処理・再利用フロー(別紙4)	16
	建設発生土再利用の留意事項	17
4-1	建設発生土(既設路盤材)の処理・再利用フロー(別紙5)	19
	建設発生土(既設路盤材)の再利用の留意事項	20
5	泥土・建設汚泥の処理・再利用フロー(別紙6)	21
	泥土・建設汚泥再利用の留意事項	22
6	すき取り土の処理・再利用フロー(別紙7)	27
	すき取り土の再利用の留意事項	28

【様式集】

様式1	再生資源利用実施書
様式2	再生資源利用促進実施書
様式1・イ	再生資源利用計画書
様式2・ロ	再生資源利用促進計画書
様式3	再資源化等報告書
様式4	特記仕様書(建設リサイクル法に係る対象建設工事について)
様式5	通知書

建設副産物適正処理マニュアル

北海道水産林務部

1 本マニュアルの取り扱い

本マニュアルは、建設副産物及び産業廃棄物に係る各種法令やガイドライン・通達等を基に工事で発生した副産物等の取り扱いを「参考資料」として水産林務部職員向けに取りまとめたものである。

現場条件や副産物等の性状等により、本マニュアルによることが出来ない場合や疑義が生じた場合は、各総合振興局・振興局等環境部局と協議すること。

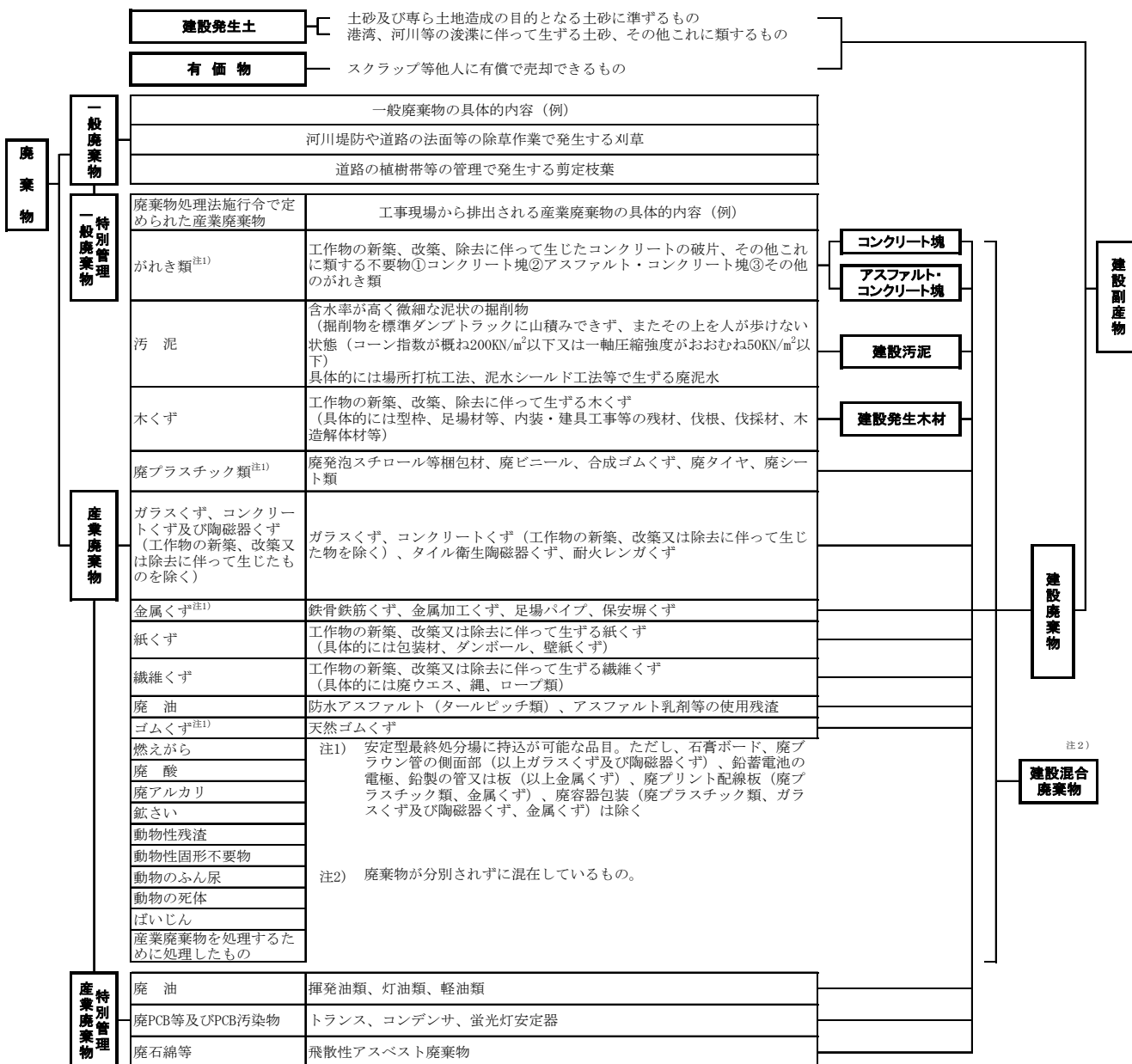
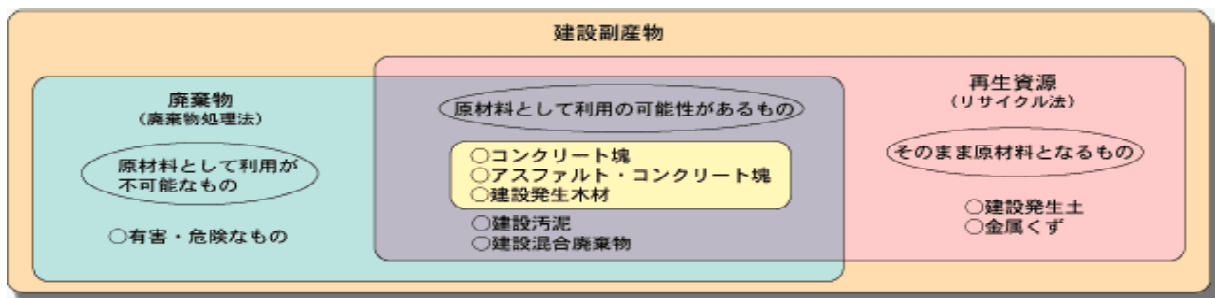
なお、政令市（札幌市・旭川市・函館市）が管轄する範囲で工事をする場合は、政令市と協議すること。

2 建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。

再生資源とは、副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものです。例えばコンクリート塊は廃棄物であると共に、再生資源としても位置付けられるものです。建設発生土は再生資源ではありますが廃棄物ではありません。

図 1 建設副産物

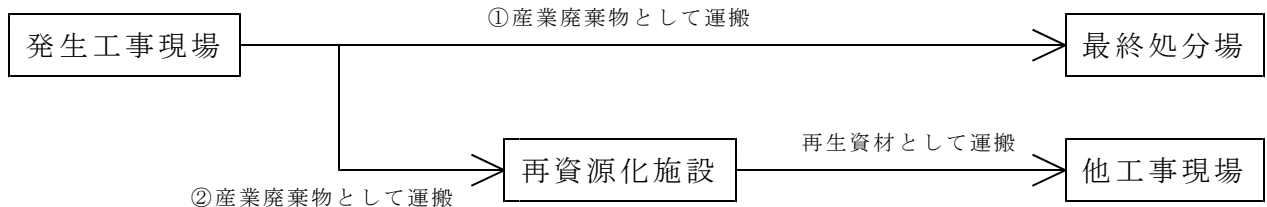


建設副産物の具体例

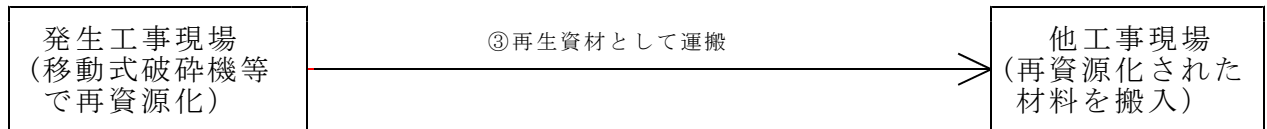
3 再生資材と廃棄物の取扱い

工事現場で発生した副産物を運搬する場合の取扱いは次のとおりである。

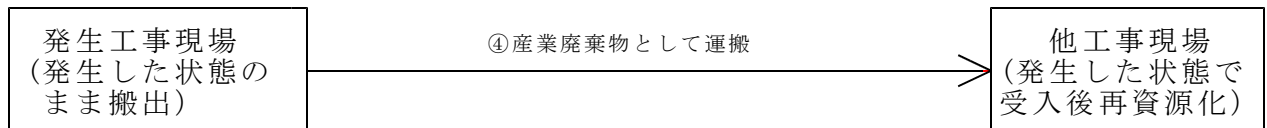
- ①当該工事現場で再利用出来ず廃棄物として処分する場合
工事現場から最終処分場までの運搬は廃棄物として扱う。
- ②当該工事現場で再利用できず再資源化施設へ搬出する場合
再資源化施設において再資源化されるまでは廃棄物なので、工事現場から再資源化施設までの運搬は廃棄物として扱う。



- ③当該工事現場で再資源化してから他工事現場へ搬出する場合
当該工事で再生資源となっているので、工事現場から他工事現場までの運搬は再生資材として扱う（廃棄物として扱わない）。



- ④当該工事現場で発生した状態で他工事現場へ搬出し、他工事現場で再資源化する場合
当該工事は搬出する時点では廃棄物であるので、他工事現場までの運搬は産業廃棄物として扱う。



※再資源化施設（中間処理施設）とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当し、そのような建設廃棄物の処理をする設備を備えた施設をいう。

- 一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
- 二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

※最終処分場とは、建設廃棄物のうちリユース（再利用）、リサイクル（再資源化、サーマルリサイクルを含む）が困難なものを処分するための施設のこと

4 発注者の責務

建設工事等における発注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（以下「要綱」という。）により建設副産物の発生の抑制及び再使用並びに再生利用の促進に努め、再使用並びに再生利用できない廃棄物については、減量化に努めるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）により適正に処理しなければならない。

(1) 計画、設計段階の留意事項

計画、設計の段階において、建設副産物の発生抑制・減量化を図る設計に努めると共に、再資源化等の利用促進について検討を行うこと。

また、土壌汚染対策法の第4条の規定による該当工事は、工事着手日の30日前までに環境部局に届出を行わなければならない。

(2) 積算段階の留意事項

積算の段階において、リサイクル計画を検討し、工事設計書に反映させることとし、分別解体・再資源化等に要する費用、処分費用、運搬費用等を適正に積算する。

建設副産物の適正処理のため必要な特記仕様書を作成し、下記の事項を明示によるものとする。

① 残土：受入場所、距離、時期、処分量、処分条件

② 廃棄物：廃棄物処理法の許可を有する処分場所（〇〇（総合）振興局管内等）、距離、処理方法等

③ 発生品：種類、数量、現場内での使用の有無、現場使用のための条件、現場使用不能時の処理方法、有償売却処分の有無、仮置場の位置等

④ その他：その他必要な項目

建設リサイクル法の対象建設工事については、特記仕様書（様式4）を参考に必要事項を明示するものとする。

(3) 契約段階の留意事項

建設リサイクル法第9条第1項において分別解体等の実施が義務付けられる一定規模以上の建設工事の請負契約の当事者は、建設業法第19条第1項に定める事項のほか、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をする施設の名称及び所在地を記載しなければならない。

(4) 工事着手段階の留意事項

建設廃棄物の発生の抑制、再利用の促進、適正な処分等が計画的かつ効率的に行われるよう受注者に、再生資源利用計画書（様式1・イ）[建設資材搬入工事用]及び再生資源利用促進計画書（様式2・ロ）[建設副産物搬出工事用]を作成し、施工計画書に掲載するよう指示しなければならない。

また、具体的な建設廃棄物に係る施工方法等を検討し、施工計画書に掲載するよう指示しなければならない。

建設リサイクル法の対象建設工事を発注した者は、廃棄物処理計画により工事に着手する日までに、特定建設資材の利用に関する計画の通知（別表イ）及び特定建設資材廃棄物の発生量の見込みの通知（別表ロ）を添付した通知書（様式5）を北海道知事に通知しなければならない。

(5) 工事施工段階の留意事項

特記仕様書に明示した条件に基づき、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

排出事業者が発生した廃棄物の処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）が、廃棄物処理法に基づいて適正に行われているか注意を払うこと。

建設リサイクル法の対象建設工事は、特定建設資材の解体工事の施工を、建設業許可（土木、建築、とび・土工工事業）又は解体工事登録業者（下請け業者を含む）以外に実施させてはならない。（下請け業者を含む）また、その解体工事の施工は、解体工事業者が選任した技術管理者が監督し実施しなければならない。

(6) 工事完了段階の留意事項

受注者が保管している産業廃棄物管理表（マニフェスト）を使用して適正に処理されているか確認し、現場内に廃棄物が放置されていないか注意を払うこと。

また、再資源化等報告書（様式3）の作成を指示し、リサイクルの実施状況を把握しなければならない。

5 建設副産物の再利用・適正処理

(1) 建設副産物の再利用フロー

建設副産物の再利用等に当たっては、現場内の利用・減量化に努めるとともに、下記の処理・再利用フローにより適正に処理すること。

① コンクリート塊（別紙１）

※ コンクリート塊を自ら利用する場合

下記以外の規格・用途について使用する場合は、各総合振興局・振興局等環境部局と個別協議すること。（平成 25 年 10 月 18 日付け建管第 1274 号）

1) コンクリート塊について、80 mm 以下に粒度調整され、かつ不純物が除去されたもののみ有価物として現場内で有効利用する場合

2) 300 × 300 mm 以下の割り栗石程度に粒度調整された、廃セメントコンクリートであって、金属等の付着物が無く、ふとん籠等の中詰め材として利用する場合

② アスファルト・コンクリート塊（別紙２）

③ 抜根・伐木（別紙３）

※ 建築物等の解体工事に伴い発生する木材及び木柵や木製看板等の建設資材が廃棄物として発生した場合は、建設リサイクル法により分別解体を行い、再資源化施設等へ搬出すること。

ただし、C C A 処理木材（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤注入木材）が廃棄物になった場合、管理型最終処分場等にて適正に処理を行うこと。

④ 建設発生土（別紙４）

④－１ 建設発生土（既設路盤材）（別紙５）

⑤ 泥土・建設汚泥（別紙６）

(2) 一般廃棄物

一般廃棄物に該当する草・笹については、牧草等として売却が可能な場合は、「発生木材（抜根・伐木）再利用の留意事項４有価物として売り払いする場合」に留意し、売り払いを行うこと。また、それらにより難しい場合については、市町村と十分に協議し適正に処分すること。（廃棄物処理法上、市町村がその処理の責務並びに指示をする権限を有していることに十分留意して協議にあたること。）

草・笹の除却された後の「草根を含む土砂（すき取り物等）」については、当該工事区域内の法覆基材として利用する場合は、一般廃棄物として扱わないものとし、その利用に積極的に努めること。

前述の利用方法によれない場合、一般廃棄物として市町村と十分に協議し適正に処分すること。

① すき取り土（別紙７）

(3) 建設発生土に係る情報共有と調整等

建設発生土等の利用を促進する。

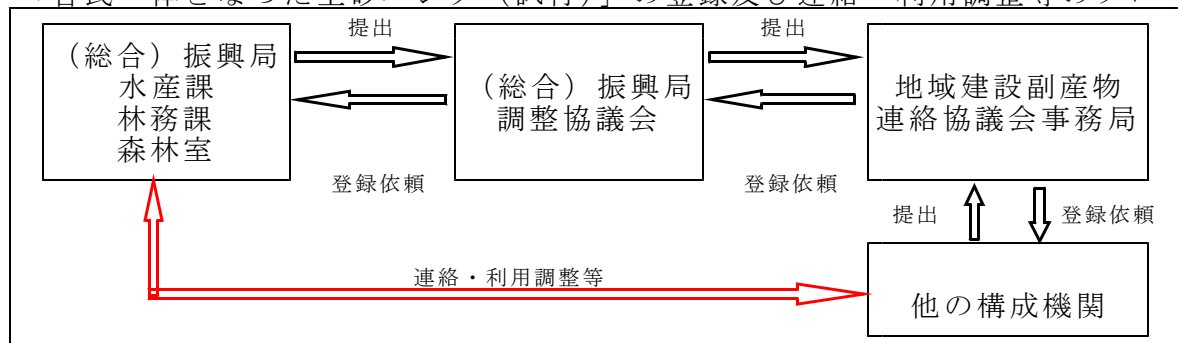
① 「（総合）振興局等」での調整等

各工事現場での搬出量及び利用量を把握し、（総合）振興局内での利用を積極的に行う。

② 「地域建設副産物対策連絡協議会」での調整等

（総合）振興局内での未調整工事については、「地域建設副産物対策連絡協議会」での利用の調整を図る。（「官民一体となった土砂バンク（試行）」による^{※１、※２}）

③ 「官民一体となった土砂バンク（試行）」の登録及び連絡・利用調整等のフロー

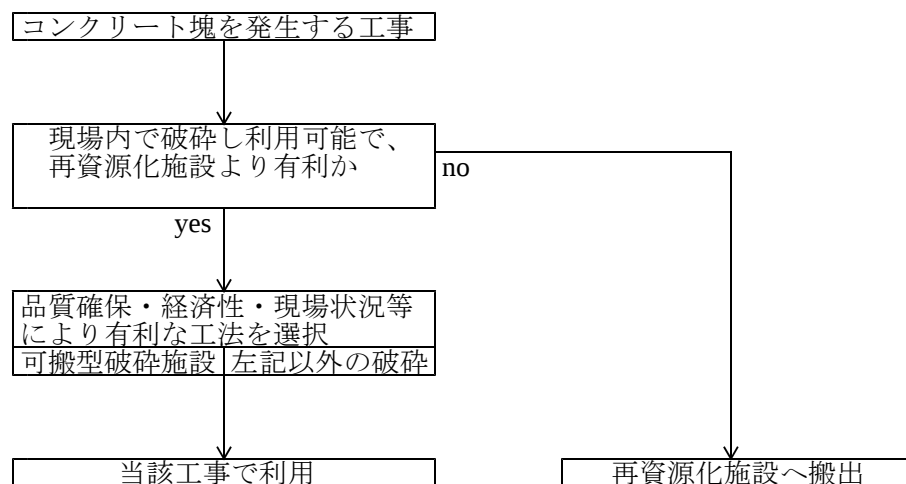


- ※ 1 「建設発生土情報交換システム」から「土砂バンク」への移行について（通知）
【H22.12.16 建技第 858 号】
移動式破碎施設の設置及び無機性汚泥の再生利用に係る取扱いの変更、「官民一体となった土砂バンク（試行）」の実態に係る変更）
【H28.10.5 一部改正建管第 1224 号】
 - ※ 2 「官民一体となった土砂バンク（試行）」の実施開始について
（北海道地方建設副産物対策連絡協議会事務局→事務局各位事務連絡 H28.7.5）
- (4) 監督員の確認行為
監督員は工事完成後に「建設副産物情報交換システム COBRIS」、これによりがたい場合は、国土交通省が提供する Excel 形式により受注者が作成した「再生資源利用[促進]実施書」を提出するよう指示しなければならない。

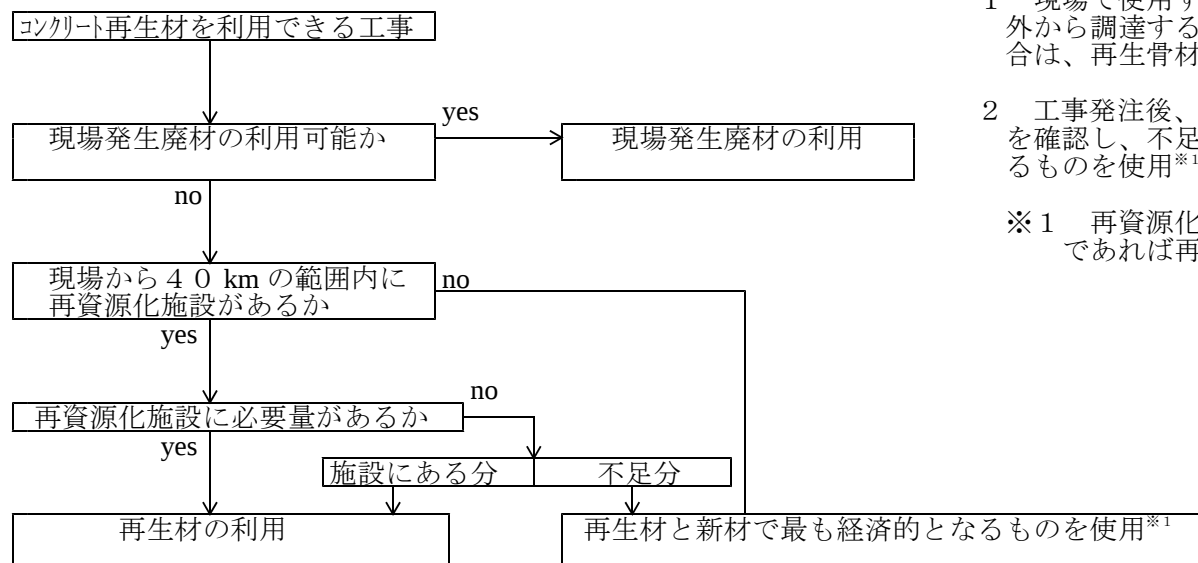
1 コンクリート塊の処理・再利用フロー

別紙 1

【処理フロー】



【再利用フロー】



【処理フローの考え方】

- 現場内で破碎し利用できるものは、下記のとおりとする。
 - ① 再生骨材（0-80mm 級以下）としての利用
 - ② ふとん簞・蛇簞等の中詰め材（300mm 以下）としての利用
 - ③ 上記以外の規格・用途として利用する場合は、各総合振興局・振興局等環境部局と個別協議すること。
- 現場で発生するコンクリート塊は、現場内で利用可能なものを除き、再資源化施設への搬出を原則とする。
また、現場で発生するコンクリート 2 次製品は、現場での再使用や他工事での使用に努め、品質等により再使用できない場合は、再資源化施設へ搬出とする。
- 現場で破碎する工程において、発生する残余物は再資源化施設へ搬出する。
鉄筋等については売払いを原則とするが、受入れ条件等によりこれにより難しい場合は、最終処分場へ適正に処分する。
- コンクリート塊とは、コンクリートが廃棄物になったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものであり、建設混合廃棄物（例えばコンクリート以外の廃棄物が付着するなどして、分離・分別が著しく困難な廃棄物）は、当フローの対象としない。

【再利用フローの考え方】

- 現場で使用する骨材等については、現場内の再利用に努め、現場外から調達するときは、40km の範囲内に再資源化施設がある場合は、再生骨材の利用を原則とする。
- 工事発注後、使用時期が確定した時点で、再資源化施設に供給量を確認し、不足分又は無い場合は、再生材と新材で最も経済的となるものを使用※1とする。

※1 再資源化施設が 40 km を越える場合でも、新材より経済的であれば再生材を利用する。

コンクリート塊再利用の留意事項

○基本的考え方	- 建設廃棄物処理指針(環境省 環廃産第 110329004 号 H23.3.30)では、自ら利用とは、他人に有償売却できる性状のものを排出事業者(占有者)が自ら使用することをいい、他人に有償売却できないものを排出事業者が使用することは自ら利用に該当しない。 - なお、有償売却できる性状のものとは、利用用途に照らして有価物に相当する品質を有するものをいう。 - がれき類及び建設汚泥の自ら利用に当たっては、その利用用途に応じた適切な品質を有していることが必要であり、現地で生産した再生資材が「利用用途に応じた適切な品質」を有し、有価物として説明できることが必要となる。 - 再生材の使用にあたっては、水質等の周辺環境に留意すること。 ① 再生骨材(80 mm以下)として利用する場合 森林土木共通仕様書による。 ② 中詰め材(300 mm以下)として利用する場合 ふとん簞・蛇簞等の中詰め材として、目的とした粒径・粒度等に調整され、付着物等(鉄筋を含む)がないものを利用する。 ③ 上記以外の規格・用途として利用する場合 利用にあたっては、目的とした粒径・粒度等に調整され、付着物等(鉄筋を含む)がないものであり、発注者が将来にわたり、その目的物を管理することが原則である。 関係機関等と調整を図り、(総合)振興局等環境部局と個別協議を行うこと。			
再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参考法令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
1 現地で破碎し再利用 1) 可搬式破碎施設 (自走式破碎機)	現場に可搬式破碎施設を搬入し、0～40、0～80mm級に破碎し再利用する。 ・品質・規格の適合、他の工法との比較、地域の実情(施設の所在、稼働状況等)に留意して決定する。	・排出事業者自らが破碎する以外は、廃棄物処理法の処分業の許可を受けた業者に委託する必要がある。 ・自らとは、排出事業者がリース等で破碎施設を現場に搬入後、排出事業者の職員が運転して破碎することをいう。	・破碎施設の稼働時には、騒音、振動規制法の遵守及びコンクリート粉、鉄筋等は適正に処理すること。 ・設置等に係る取扱いについては、「移動式廃棄物破碎施設の設置等に係る取扱いについて(通知)(技術管理担当課長 建管第 2413 号 H27.3.2)」を参考とすること。	廃掃第 12 条 〃 15 条 要綱第 21 条 〃 26 条 建リ法第 6 条
2) 可搬式破碎施設以外の破碎機	現場で可搬式破碎施設以外(大型ブレーカ等)により破碎し再利用する。 ・300mm 以下に破碎し、ふとん簞・蛇簞等の中詰め材として再利用する。 上記以外の規格・用途として利用する。	・排出事業者自ら破碎することを原則とする。 ・一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。 上記のほか、利用用途及び有価物としての品質の確保を明らかにし、関係機関等と調整、(総合)振興局等の環境部局と個別協議を行うこと。	・破碎機の稼働時には、騒音、振動規制法の遵守及びコンクリート粉、鉄筋等は適正に処理すること。	廃掃第 12 条 要綱第 20 条 〃 21 条 〃 26 条 保管ガイドライン

廃掃：廃棄物処理法 リ法：リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

コンクリート塊再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項 設 計 業 務		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
	・漁港等の公有水面の埋立に利用する場合は、公有水面埋立免許により許可を受けるものとし、廃棄物処理法の適用は受けない。	・公有水面埋立免許に基づいた設計とし、施工場所、工法等を特記仕様書に明示する。	・施工場所、工法等が条件明示されたものであることを確認すること。	海防法令第5条
2 一時保管	破砕機等で再資源化した後、当該年度で利用するまでの間、また、次年度以降に利用する場合はそれまでの期間適切に保管する。	・保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 ・必要に応じ、周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板（保管場所である旨、建設副産物の種類、保管の期間、管理者名、連絡先）を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 ・一時保管の設置場所、規模等を特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。 ※また、発生時に再資源化せず発生した状態で保管する場合は、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」（H13.4 環境生活部）によることとし、保管量は、利用予定量のみを保管する。		廃掃第12条 要綱第20 〃 26 保管ガイドライン
3 再資源化施設 1) 再資源化施設への搬出	当該現場内で破砕し再利用することが可能であり、再資源化施設より有利な場合を除いては、再資源化施設への搬出とする。	・再資源化することを原則として特記仕様書に明示すると共に、解体費用、再資源化費用及び運搬費用等を適正に積算する。 ・再資源化施設の許可の有無を確認する。 ・一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。	・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 1) 排出事業者(元請業者)自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要(自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。) 2) 排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。 ・なお、契約は二者契約とし、マニフェストを使用して、適正に処理されているか確認すること。	廃掃第12条 〃 14条 〃 15条 要綱第22 〃 23 〃 24 〃 26 保管ガイドライン 原則化ルール
2) 再資源化施設から搬入	リサイクル原則化ルールにより、現場から40kmの範囲内に再資源化施設があり、工事目的物の品質・規格に適合する場合は、再生骨材の利用を原則とする。	・特記仕様書に明示すると共に、再生資材費用及び運搬費用を適正に積算する。 ・品質等については、森林土木工事共通仕様書による。	・再生されて有価物となった資材は、廃棄物処理法の適用を受けないので搬入に当たっては、一般車両でよい。	要綱第26 原則化ルール

コンクリート塊再利用の留意事項

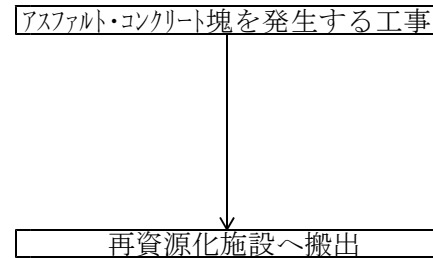
再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
4 建設リサイクル法 (H14.5.30 本格施行)		「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う土木工事に係る留意事項について（水産林務部長水林総第 2030 号 H24.2.29)」を参照すること。		
5 他工事での利用	当該工事で利用できない場合で、近傍の他の工事で利用が可能で、再資源化施設を利用するよりも有利であると判断される場合は、「国等が行う産業廃棄物の再生利用について」(H14.4.2 付け環廃第 6 号)による協議制度に基づき、再生利用を行う工事の発注者が、産業廃棄物再生利用公共工事計画書を作成し、各（総合）振興局等環境部局と協議すること。	他工事での再生利用にあたっては、発生量、発生工事、発生場所、利用工事、利用場所、利用量、利用時期、利用方法等について整理すること。 搬出する工事は、発生量、搬出先、搬出時期、利用工事、利用機関等について特記仕様書で明示すること。 利用する工事は「○基本的な考え方」を踏まえ、利用量、他の廃棄物混入の防止、必要な品質規格、管理方法、残余物の扱い等について特記仕様書で明示すること。		廃掃第 14 条

廃掃：廃棄物処理法 リ法：リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

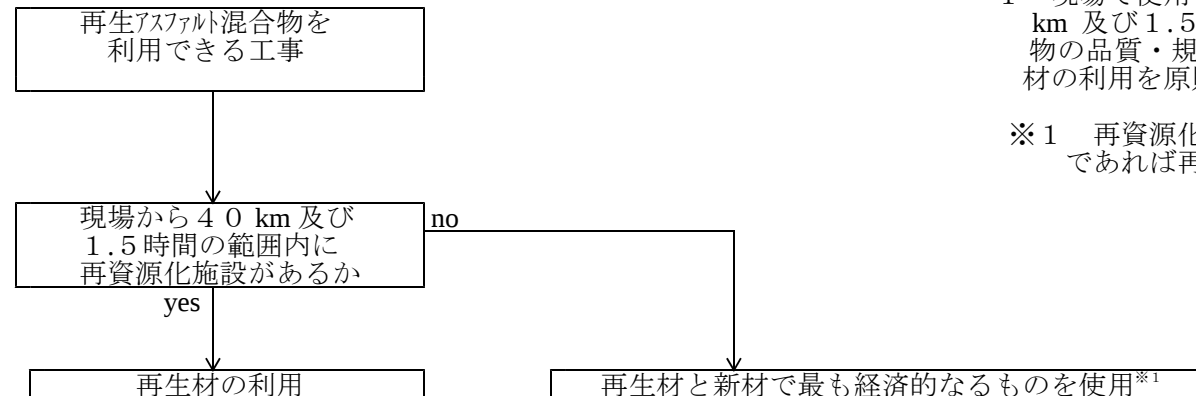
2 アスファルト・コンクリート塊の処理・再利用フロー

別紙 2

【処理フロー】



【再利用フロー】



【処理フローの考え方】

- 1 アスファルト・コンクリート塊は、再資源化施設への搬出とする。
- 2 アスファルト・コンクリート塊とは、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものであり、建設混合廃棄物（例えばアスファルト以外の廃棄物が付着するなどして、分離・分別が著しく困難な廃棄物）は、当フローの対象としない。

【再利用フローの考え方】

- 1 現場で使用するアスファルト混合物については、現場から40 km 及び1.5時間の範囲内に再資源化施設があり、工事目的物の品質・規格に適合する場合は、施工時期等を勘案し、再生合材の利用を原則とする。

※1 再資源化施設が40 km を越える場合でも、新材より経済的であれば再生材を利用する。

アスファルト塊再利用の留意事項

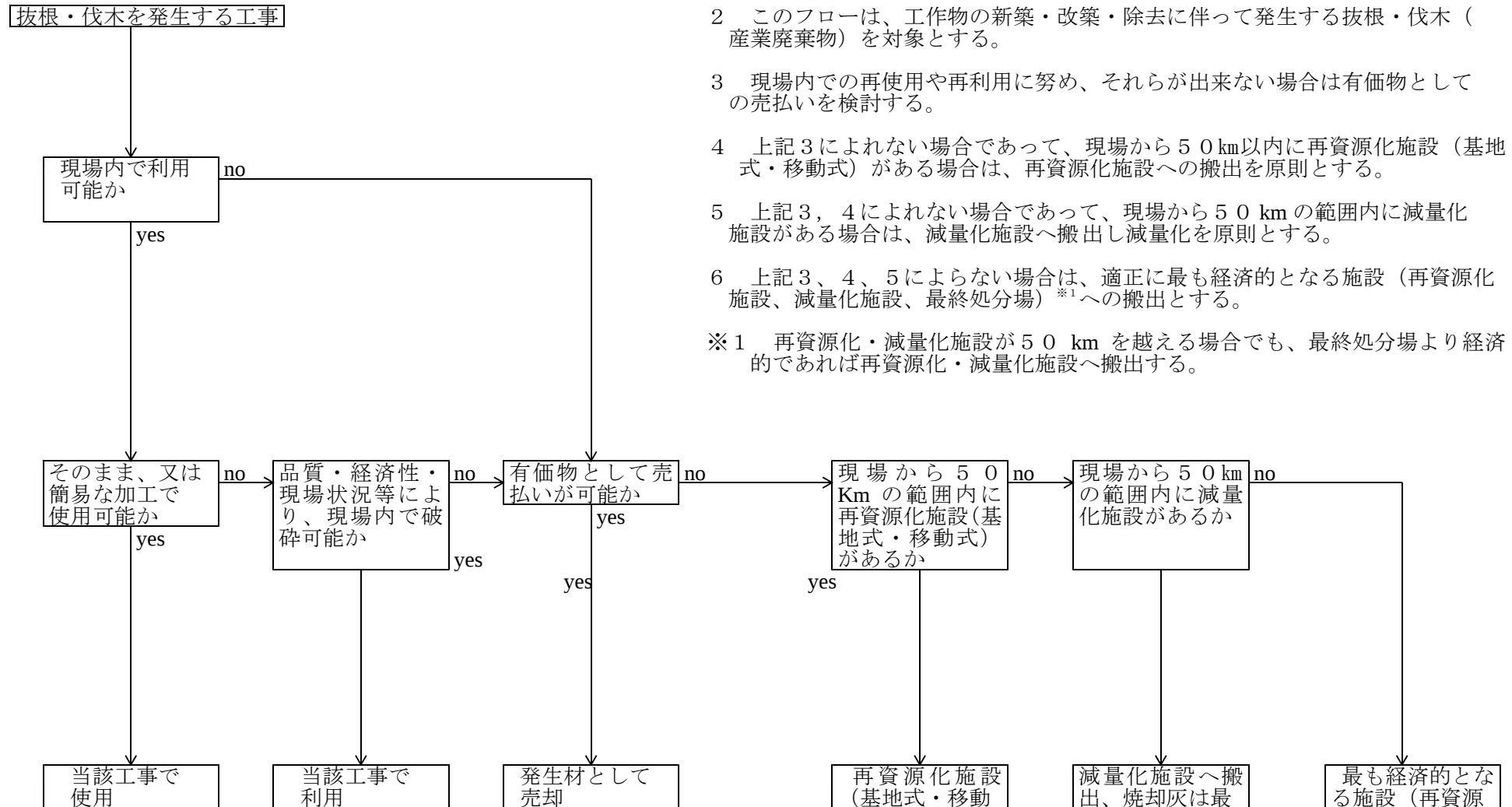
再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
1 再資源化施設 1) 再資源化施設への搬出	再資源化施設への搬出を原則とする。	・再資源化することを原則として特記仕様書に明示すると共に、解体費用、再資源化費用及び運搬費用等を適正に積算する。 ・再資源化施設の許可の有無を確認する。 ・一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。	・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 1) 排出事業者(元請業者)自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要(自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。) 2) 排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。 ・なお、契約は二者契約としマニフェストを使用して、適正に処分されているか確認すること。	廃掃第12条 〃 14条 〃 15条 要綱第22 〃 23 〃 24 〃 27 保管ガイドライン 原則化ルール
2) 再資源化施設から搬入	リサイクル原則化ルールにより、現場から40km及び1.5時間の範囲内に再資源化施設があり、工事目的物の品質・規格に適合する場合は、施工時期等を勘案し、再生合材の利用を原則とする。	・再生合材の規格、混入率等を特記仕様書に明示すると共に、再生資材費用及び運搬費用を適正に積算する。	・再生されて有価物となった資材は、廃棄物処理法の適用を受けないので搬入に当たっては、一般車両でよい。	要綱第27 原則化ルール
2 建設リサイクル法 (H14.5.30 本格施行)		「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う土木工事に係る留意事項について(水産林務部長水林総第2030号 H24.2.29)」を参照すること。		

廃掃：廃棄物処理法 リ法：リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

3 発生木材（抜根・伐木）の処理・再利用フロー

別紙 3

【処理フロー】



【処理フローの考え方】

- 1 抜根・伐木は、建設リサイクル法の対象となる発生木材ではない。
- 2 このフローは、工作物の新築・改築・除去に伴って発生する抜根・伐木（産業廃棄物）を対象とする。
- 3 現場内での再使用や再利用に努め、それらが出来ない場合は有価物としての売払いを検討する。
- 4 上記3によれない場合であって、現場から50 km以内に再資源化施設（基地式・移動式）がある場合は、再資源化施設への搬出を原則とする。
- 5 上記3、4によれない場合であって、現場から50 kmの範囲内に減量化施設がある場合は、減量化施設へ搬出し減量化を原則とする。
- 6 上記3、4、5によらない場合は、適正に最も経済的となる施設（再資源化施設、減量化施設、最終処分場）^{※1}への搬出とする。

※1 再資源化・減量化施設が50 kmを越える場合でも、最終処分場より経済的であれば再資源化・減量化施設へ搬出する。

発生木材（抜根・伐木）再利用の留意事項

○基本的考え方	・抜根・伐木の処理に係る取り扱いについて（H11,3,25 環廃第 872 号環境生活部長）により、適正に処理するものとする。 ① 産業廃棄物に該当する抜根・伐木等 工作物の新築・改築及び除去に伴い工事から発生したものであり、最終処分場へ搬出する場合は、管理型最終処分場において適正に処分する。焼却灰についても産業廃棄物として同様の扱いとする ② 一般廃棄物に該当する抜根・伐木等 流木・街路樹の剪定等により発生したものであり、最終処分場へ搬出する場合は、一般廃棄物処分場（市町村管理）において適正に処分する。焼却灰についても一般廃棄物として同様の扱いとする。 一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法上、市町村がその処理の責務並びに指示をする権限を有していることに十分留意して協議にあたること。			
再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
1 現地で再使用・再利用 1) そのまま、又は簡易な加工 2) 可搬式木材破砕施設（自走式破砕機）	伐木を小規模な土留め材等として利用 現場に可搬式木材破砕施設を搬入し、チップ化し再利用する。	・排出事業者自ら利用するものに限る。 ・特記仕様書に品質、規格、工法等について明示し、残余物については適正に処理する。 ・現場内での使用であること。 ・排出事業者が自らが破砕を行わない場合は、廃棄物処理法の処分業の許可を受けた業者に委託すること。 ・自らとは、排出事業者がリース等で破砕施設を現場に搬入後、排出事業者の職員が運転して破砕することをいう。	・加工等に伴い発生する残余物は適正に処理すること。 ・破砕施設の稼働時には、騒音、振動規制法を遵守し、残余物は適正に処理すること。 ・設置等に係る取扱いについては、「移動式廃棄物破砕施設の設置等に係る取扱いについて（通知）（技術管理担当課長 建管第 2413 号 H27.3.2）」を参考とすること。	廃掃第 7 条 〃 1 2 条 〃 1 4 条 〃 1 5 条 要綱第 2 1
2 再資源化施設への搬出 ・再資源化施設とは、発生木材等をチップ化し、敷料、マルチング材、炭化、肥料、堆肥化等を行う施設をいう。 ・また、焼却熱を利用する施設をいう。	当該現場内で破砕し再利用することが可能であり、再資源化施設より有利な場合を除き、現場から 5 0 km の範囲内に再資源化施設がある場合は、そこへの搬出を原則とする。（5 0 km を越える場合でも、再資源化施設に搬入することが資源の有効活用の視点から適切と判断される場合は、運搬距離を適宜運用する。）	・再資源化することを原則として特記仕様書に明示すると共に、再資源化費用及び運搬費用等を適正に積算する。 ・再資源化施設の許可の有無を確認する。 ・一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。 ・再資源化施設の受入条件等を勘案し、解体や分別等の必要性について、検討する。	・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 1) 排出事業者（元請業者）自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要（自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。） 2) 排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。 ・なお、契約には二者契約とし、マニフェストを使用して適正に処分されているか確認すること。	廃掃第 7 条 〃 1 2 条 〃 1 4 条 〃 1 5 条 要綱第 2 2 〃 2 3 〃 2 4 〃 2 8 保管ガイドライン 原則化ルール

廃掃：廃棄物処理法 リ法：リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

発生木材（抜根・伐木）再利用の留意事項

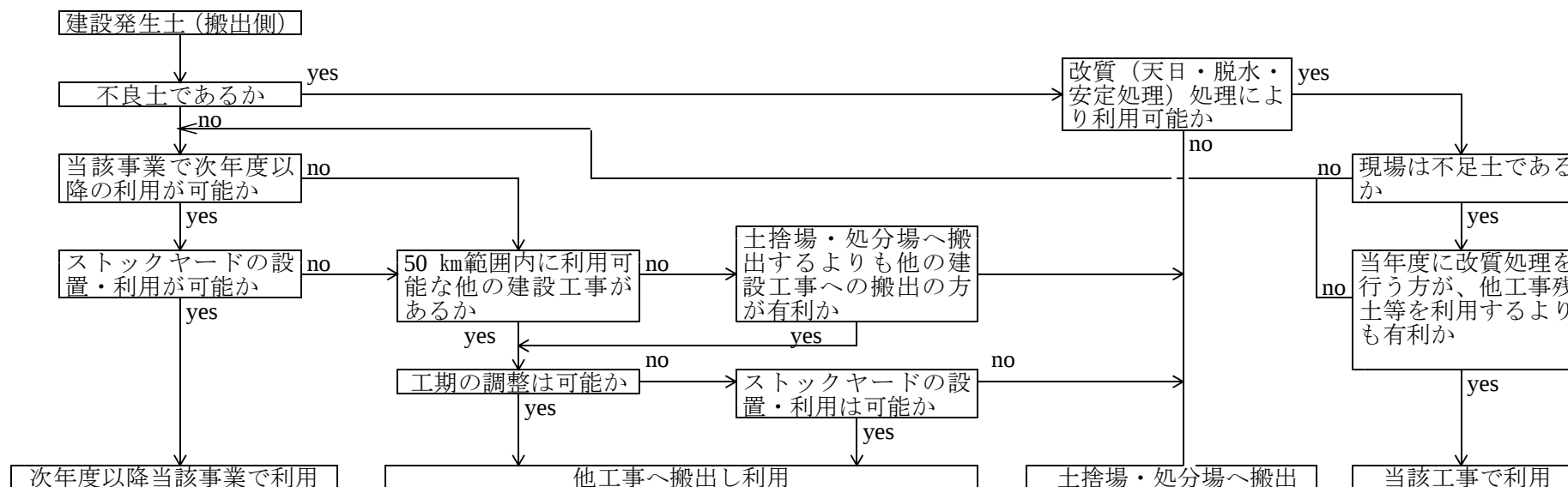
再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
3 最終処分場 1) 減量化施設への搬出	現場から 50 km の範囲内に減量化施設がある場合は、最終処分するために減量化施設(焼却)等への搬出とする。焼却灰は、管理型最終処分場へ搬出とする。	・減量化することを特記仕様書に明示すると共に、減量化費用及び運搬費用等を適正に積算する。 ・減量化施設の許可の有無を確認する。 ・一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。	・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 ・マニフェストを使用し、適正に処分されているか確認すること。	廃掃第 7 条 " 12 条 " 14 条 " 15 条 要綱第 22 要綱第 23 要綱第 25 " 28
2) 最終処分場への搬出	現場から 50 km の範囲内に再資源化・減量化施設が無くかつ最終処分場が最も経済的となる場合は、最終処分場への搬出とする。	・最終処分することを特記仕様書に明示すると共に、運搬費用等を適正に積算する。 ・最終処分場の許可の有無を確認する。 ・一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。	・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 ・なお、契約は二者契約とし、マニフェストを使用して適正に処分されているか確認すること。	原則化ルール
4 有価物として売り払いする場合	・抜根、伐木等に有価物としての資産価値がある場合は売り払いを行う。この場合、発生材報告を提出し、適正な事務処理を行い所定の手続きを行う。 ・売り払いは困難であるが、無償譲渡の希望がある場合は、市町村等と協議し、公告等を利用して公平性を確保し譲渡する必要がある。但し、譲渡を希望するものが、現地での受け取り、運搬する場合に限る。この場合も、発生材報告を提出し、適正な事務処理を行う。(解説：無償譲渡希望者の運搬等に係る費用をもって、有価性を評価する。)			
5 建設リサイクル法 (H14.5.30 本格施行)	当該工事で利用できない場合で、近傍の他の工事で利用が可能で、再資源化施設を利用するよりも有利であると判断される場合は、「国等が行う産業廃棄物の再生利用について」(H14.4.2 付け環廃第 6 号)による協議制度に基づき、再生利用を行う工事の発注者が、産業廃棄物再生利用工事計画書を作成し、各(総合)振興局等環境部局と協議すること。	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う土木工事に係る留意事項について(水産林務部長水林総第 2030 号 H24.2.29)」を参照すること。		
6 他工事での利用		他工事での再生利用にあたっては、発生量、発生工事、発生場所、利用工事、利用場所、利用量、利用時期、利用方法等について整理すること。 搬出する工事は、発生量、搬出先、搬出時期、利用工事、利用機関等について特記仕様書で明示すること。 利用する工事は「○基本的な考え方」を踏まえ、利用量、他の廃棄物混入の防止、必要な品質規格、管理方法、残余物の扱い等について特記仕様書で明示しなければならない。		

廃掃：廃棄物処理法 リ法：リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

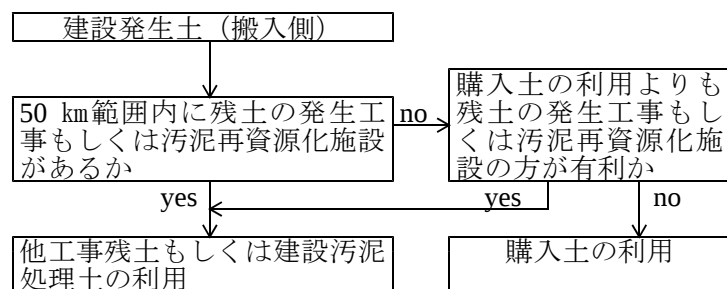
4 建設発生土の処理・再利用フロー

別紙 4

【処理フロー】



【再利用フロー】



【再利用フローの考え方】

- 1 現場から50 kmの範囲内、もしくは経済的に有利な残土の発生する他の工事や、建設汚泥再資源化施設がある場合は、そこからの搬入を原則とする。

【処理フローの考え方】

- 1 建設発生土は土砂であり廃棄物処理法の廃棄物に該当しない。（建設汚泥を除く）
- 2 計画・設計段階において、切土盛土の土工量のバランスを考慮した設計等を行い、残土の発生や搬出の抑止に努める。
- 3 不良土が発生し、現場が不足土の場合は、不良土の改質処理や他工事残土等の利用を検討し、当該現場に有利な工法を選択する。
なお、他工事残土等を利用する場合の考え方は、再利用フローによること。
- 4 当該事業でのストックヤードの設置（民地の借用も可）を検討し、搬出の抑制や他工事への流用に努める。
- 5 現場から50 kmの範囲内、もしくは経済的に有利で利用可能な他の工事がある場合は、そこへ搬出することとし、引き渡し条件を搬出側と搬入側間で協議し実施する。
しかし、搬出に際し工程等によりストックヤード等を設ける場合は、搬出側はヤードまでの運搬費を、搬入側はヤードからの運搬費を負担とする。
また、大土量、長距離等の場合は、別途協議し協定等を定めた場合は、この限りではない。
- 6 民間工事への搬出は「官民一体となった土砂バンク（試行）」（以下、「土砂バンク」）によるものとする。

建設発生土の再利用の留意事項

再利用率に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
1 他工事への搬出	- 現場から 50 km の範囲内に利用可能な他の工事現場がある場合は、土質、受け入れ時期等を調整して搬出する。(50km を越える場合でも、資源の有効活用及び経済的に適切と判断される場合は、運搬距離を適宜運用する。) - 現場周辺における他の工事箇所、時期等については各地方協議会、建設発生土情報交換システム等を利用して情報の収集に努め工事間利用を促進する。 - 所管部局内工事及び他機関公共工事への搬出で調整する場合はこれを優先し、土砂バンクを利用する場合は、民間工事も含めて搬出先を検討する。	- 指定処分を原則として特記仕様書に明示と共に、運搬費等を適正に積算する。 - 発生土の運搬については下記を原則とする。 但し、協定等により別に定めがある場合は、この限りではない。 [直接工事間流用] 引き渡し条件を搬出側と搬入側間で協議し実施する。 [ストックヤード利用] 工程調整等のためストックヤードを設置した場合は下記とする。 - 発生側 発生場所からストックヤードまでの運搬を行う。 - 利用側 ストックヤードから利用場所までの運搬を行う。	特記仕様書等で明示した内容に適合しているか、又、共通仕様書に準拠しているか確認すること。	要綱第 16 要綱第 17 要綱第 18 要綱第 19
2 一時保管 1) 次年度以降当該事業で利用	ストックヤードを当該事業で設置し、一時保管後、計画に基づき盛土等に再利用する。	- 保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 - 必要に応じ、周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板（保管場所である旨、建設副産物の種類、保管の期間、管理者名、連絡先）を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 - 一時保管の設置場所、規模等の特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。 - 利用用途毎の土質別ストックに努める。	- 特記仕様書等の内容に適合しているか確認すること。 - 発生土に他の廃棄物が混入していないか確認すること。 - 利用用途ごとの土質別にストックされているか確認すること。	要綱第 17

廃掃：廃棄物処 理法リ法：リサイクル法要綱：建設副産物適正処理推進要綱

建設発生土の再利用の留意事項

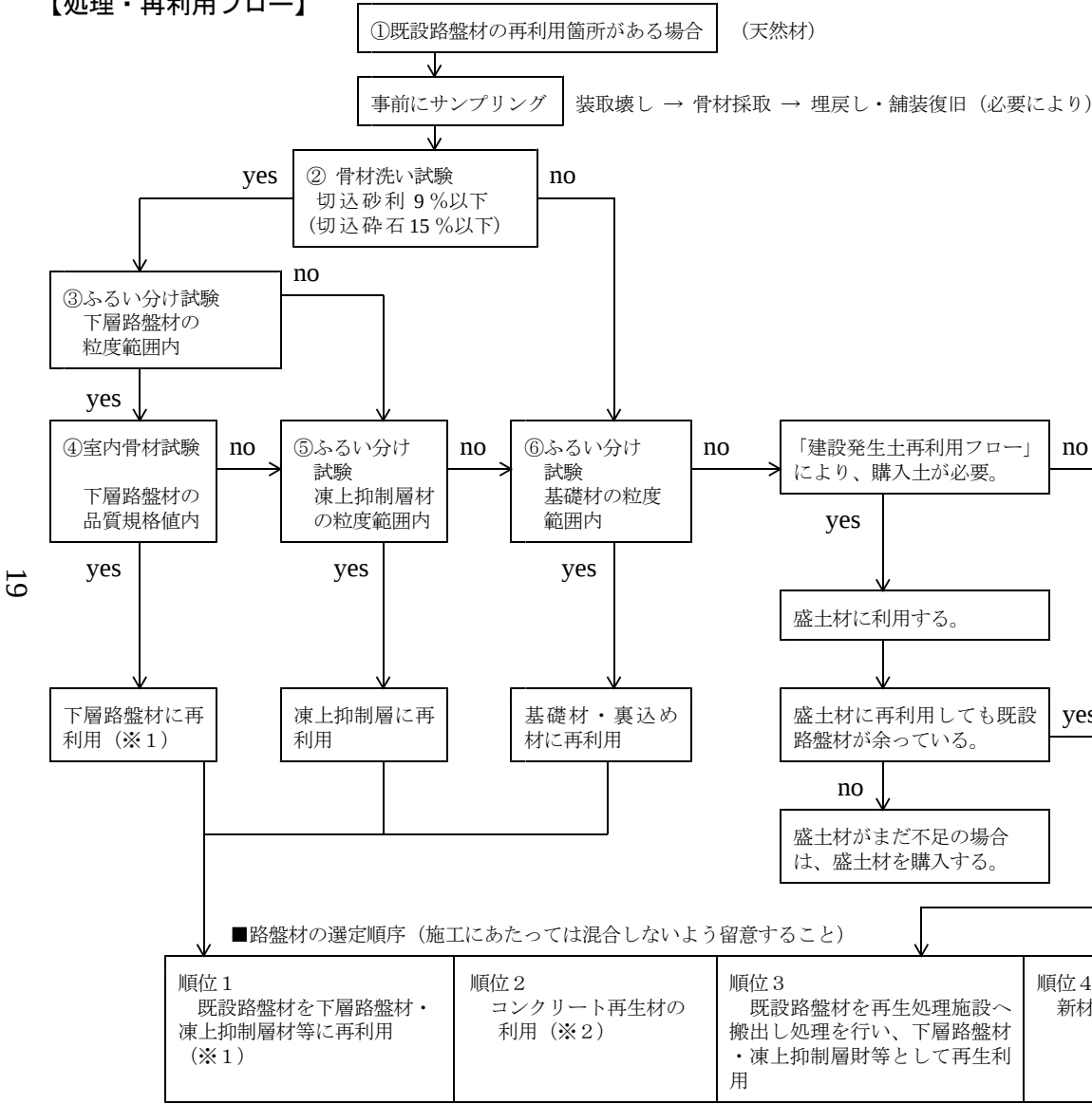
再利用率に係る作業	再利用方法の	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
2) 他工事へ搬出し利用	・ストックヤードの設置利用は当該年度内を原則とする。 ・但し、土砂の利用計画が確定（量、時期等）しており、ストックヤードの設置期間が限定される場合についてはこの限りではない。 ・工程調整等のため、ストックヤードを設置する必要がある場合は、搬出側で設置することを原則とする。	・保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 ・必要に応じ、周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板（保管場所である旨、建設副産物の種類、保管の期間、管理者名、連絡先）を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 ・一時保管の設置場所、規模等の特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。 ・利用用途毎の分別ストックに努める。	・特記仕様書等の内容に適合しているか確認すること。 ・発生土に他の廃棄物が混入していないか確認すること。 ・利用用途ごとの土質別にストックされているか確認すること。	要綱第17
3 不良土 (泥土ではないが、必要な強度を有しない発生土)	・当該工事が不足土である場合、発生した不良土は、改質（天日乾燥、脱水、安定処理）により、必要な品質に改善できる場合、その利用を原則とする。	改質工法については「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等により、適切な工法を選択するものとする。 土砂の流失及び飛散防止、悪臭発散防止に十分に留意する。 ・安定処理及び改質土の利用にあたっては、環境基準等に伴う必要な試験について適正に積算する。	・利用にあたっては「発生土利用基について」・「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等により、事目的物が要求する必要な強度、工方法、要件が遵守されているか確認すること。 ・安定処理及び改質土の利用にあたっては、水質の変化や周辺環境保全上支障が生じないように配慮すること。 ・また、それらの利用にあたっては、土壌の汚染に係る環境基準（環境省告示 46 号 H3.8.23）及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の土壌含有量基準を満たすものであること。 ・セメント安定処理にあたっては、「六価クロム溶出試験（北海道森林土木工事共通仕様書第3編付表（参考資料））」により溶出試験を実施し環境基準等を満たすセメント及びセメント系固化剤を使用すること。	
4 有害物質	・有害物質の含有の恐れがある建設発生土については、「5 泥土・建設汚泥の処理・再利用フロー」によること。			

廃掃：廃棄物処理法 リ法：リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

4-1 建設発生土（既設路盤材）の処理・再利用フロー

別紙 5

【処理・再利用フロー】



【処理・利用フローの考え方】

- 1 既設路盤の掘削がある場合は、事前にサンプリングを行い、骨材の洗い試験等を行い、再利用・再生利用を検討すること。
- 2 既設路盤材が、下層路盤材・凍上抑制層材等の品質規格に適合する場合、工事工程等を考慮の上、可能な限り再利用すること。
- 3 既設路盤材が、当該工事で骨材の品質基準から再利用できず、既設路盤材の洗い試験値が、9%以上25%以下の範囲内の切込砂利である場合は、フローにより、再生処理施設へ搬出し切込砂利として下層路盤材・凍上抑制層材等として再生利用するか、盛土材として使用することにより、可能な限り利用すること。

再生処理施設※：
洗浄・粒度調整設備を有する切込 砂利製造プラントの
内、既設路盤材を再生処理する施設。なお、洗い試験値
が 25%を超える切込砂利 (15%を超える切込碎石) は再
生処理施設へ搬出ししないこと。ただし、プラントが受け
入可能であれば搬出も検討すること。

※コンクリート塊の再利用 フローによる
※3 森林木共通仕様書 2-5-8 路盤材料 表 2-18-3 路盤材料の密度 ※4 森林木共通仕様書 2-5-8 路盤材料 表 2-18-2 路盤材料の品質規格
※5 森林木共通仕様書 2-5-7 凍上抑制層用材料及びしゃ断用材料表 2-18-1 凍上抑制層用粗粒材料の粒度 ※6 森林土木共通仕様書 2-5-12 基礎及び裏込用材料

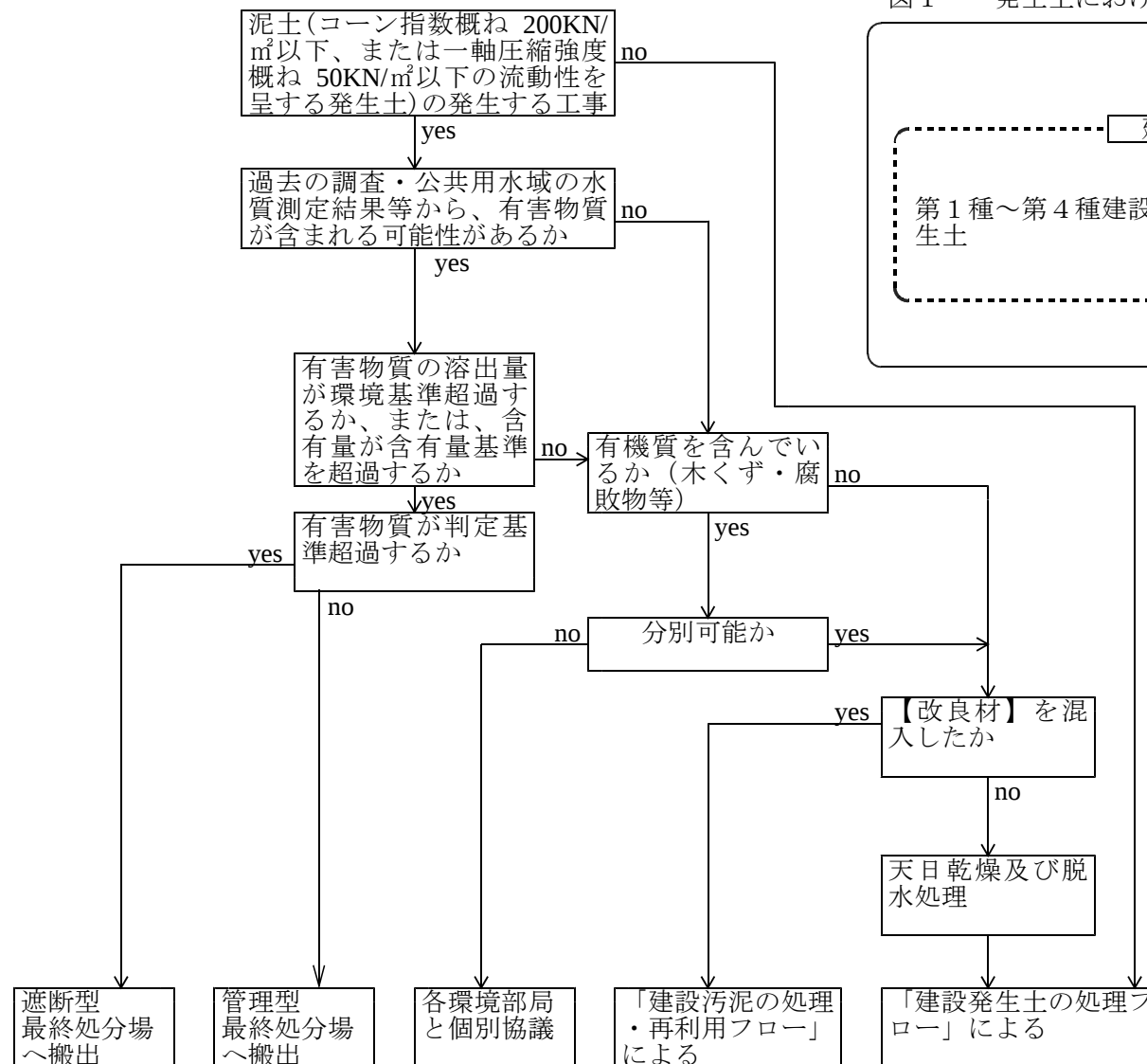
建設発生土（既設路盤材）の再利用の留意事項

再利用に係る	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
1 現場内利用	既設路盤材は、事前にサンプリングを行い、骨材試験等を実施し、下層路盤材・凍上抑制層材等の品質規格に適合する場合は、工事工程等を考慮の上、現場内利用することを原則とする。	・施工工程等により仮置きヤードが必要な場合があるので留意すること。 ・工事工程上、当該工事では再利用できない場合、次年度以降工事での再利用を検討すること。	・土砂、廃棄物等の不純物が混入しないよう確認すること。	
一時仮置	施工工程等により、仮置きヤードを設置する場合は、現場内に設置することを原則とする。ただし、現場内が狭小な場合や周辺状況等によりヤードが設置できない場合は、現場外に設置（借地等可）してもよい。	・保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 ・必要に応じ、周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板（保管場所である旨、建設副産物の種類、保管の期間、管理者名、連絡先）を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 ・一時保管の設置場所、規模等を特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。	・再利用するまでの期間に流出、飛散及び水質汚濁等が発生しないことと既設路盤材の品質に劣化が生じないよう適切に管理されているか確認すること。 ・仮置きヤード周辺に飛散していないか確認すること。 ・土砂や有害な雑物及び産業廃棄物が、混入していないか確認すること。	
2 他工事利用	既設路盤材について事前サンプリングによる骨材試験等の結果、下層路盤材等の品質規格に適合し、当該事業で再利用することができない場合、他工事での再利用を検討する。	・仮置きヤードが必要な場合は、他工事の利用量等を整理し、必要な量のみを仮置きすること。	・既設路盤材の掘削・集積・運搬・施工を実施することにより、飛散・流出等が発生しないように留意するとともに、周辺生活環境衛生上支障のないよう配慮すること。	

5 泥土・建設汚泥の処理・再利用フロー

別紙 6

【処理・再利用フロー】



○発生土の内、泥土・建設汚泥の関係を図 1 に示す。

図 1 発生土における泥土の位置付



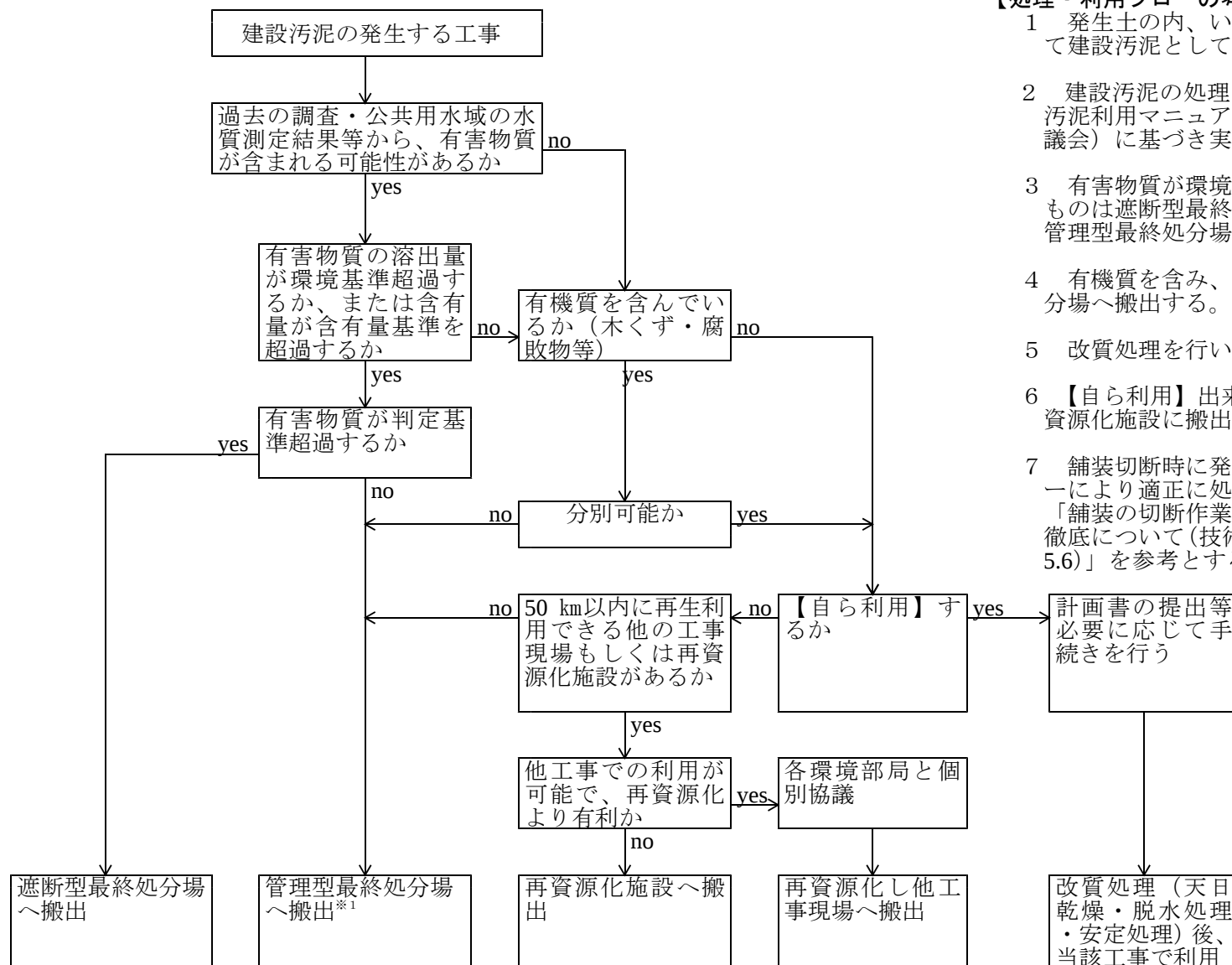
【処理・再利用フローの考え方】

- 1 有害物質が環境基準以上であり、かつ判定基準以上のものは遮断型最終処分場へ、判定基準以下であるものは、管理型最終処分場へ搬出する。
- 2 有機質を含み、分別が出来ない場合は、各環境部局と処分方法(処分する)場合の処分場の種類(土捨て場も含む)・有機質を含んだ場合の工事利用方法等)について個別協議すること。
- 3 改良材は使用せず、乾燥・脱水により改質処理を行った泥土は建設発生土として取り扱う。
- 4 改良材を混入した泥土は、建設汚泥として取り扱う。

※【有機質の含有】：熱しゃく減量 5%以下であれば、有機質を含まないものと判断する。なお、5%を超える場合における有機質の含有判断については、各環境部局と個別協議すること。

【改良材】：土と混合し土の性質を改良するものの総称。(化学的に固化する固化材、吸収あるいは凝集により改質する高分子系土質改良材等)

【建設汚泥の処理・再利用フロー】



【処理・利用フローの考え方】

- 1 発生土の内、いつまでも泥状の状態を呈するものは全て建設汚泥として取り扱う。
- 2 建設汚泥の処理・再利用に関しては、北海道地方建設汚泥利用マニュアル（北海道地方建設副産物対策連絡協議会）に基づき実施すること。
- 3 有害物質が環境基準以上であり、かつ判定基準以上のものは遮断型最終処分場へ、判定基準以下であるものは、管理型最終処分場へ搬出する。
- 4 有機質を含み、分別が出来ない場合は、管理型最終処分場へ搬出する。
- 5 改質処理を行い、【自ら利用】を原則とする。
- 6 【自ら利用】出来ない場合、他の工事現場もしくは再資源化施設に搬出することを原則とする。
- 7 舗装切断時に発生する汚泥の処理についても、本フローにより適正に処分すること。
「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について（技術管理課 事務連絡 H28.3.28、改定 H28.5.6）」を参考とすること。

※
【自ら利用】：排出事業者自らが、当該工事区域内で改質処理を行い当該工事で利用することをいう。

【有機質の含有】：熱しやく減量5%以下であれば、有機質を含まないものと判断する。
なお、5%を超える場合における有機質の含有の判断については、各環境部局と個別協議すること。

※1：数量が大きい工事（浚渫工事等）や有機質を含んでいる場合の工事利用（自ら利用・他工事流用）については、各環境部局と処分方法等（処分する場合の処分場の種類・有機質を含んだ場合の工事利用方法等）について個別協議すること。

泥土・建設汚泥の再利用の留意事項

1 泥土の定義

○ 泥土の定義は下表のとおりである。

表－1 泥土の定義

・ 粒子が直径 74 マイクロメートルを超える粒子を概ね 9 5 % 以上含まないもの

・ 泥土に該当する泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数が概ね 2 0 0 KN/m² 以下又は一軸圧縮強度が概ね 5 0 KN/m² 以下である。しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもある。

建設廃棄物処理指針(環境省環廃産第 110329004 号 H23.3.30)

表－2 土質区分基準

区分	細区分	コーン指数 qc (kN/m ²)	土質材料の工学的分類		含水比(地山) Wn(%)
			大分類	中分類 土質[記号]	
泥土	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 [SF]	—
	泥土 b		粘性土	シルト [M]、粘土 [C]	80 % 程度以上
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 [V]	—
			有機質土	有機質土 [O]	80 % 程度以上
	泥土 c	—	高有機質土	高有機質土 [PT]	—

発生土利用基準について (国官技第 112 号他 H18,8,10)

再利用に係る作業	再 利 用 の 留 意 事 項			参 考 法 令
	再利用方法	設 計 業 務	監 督 業 務	
・ 泥土の処理	・ 天日乾燥及び脱水処理を行い、建設発生土として再利用に努めることとし、また、利用しない場合であっても、減量化を図る。	・ 天日乾燥及び脱水処理を行い建設発生土として再利用に努めるとともに、処理費用等については、適正な積算を行う。 ・ 利用にあたっては、「発生土利用基準について」によるものとする。	・ 利用にあたっては、「発生土利用基準について」により、工事的物が要求する必要な強度、施工方法、要件が遵守されているか確認すること。	要綱第 1 6 " 1 7 建リ法第 6 条

泥土・建設汚泥の再利用の留意事項

2 建設汚泥の定義

○ 建設汚泥とは、建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるものであり、表 1 に該当する性状のものである。

表－1 建設汚泥の定義

- ・建設汚泥に該当する泥状の状態とは、標準仕様のダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度示す指標でいえば、コーン指数がおおむね 200kN/㎡以下または、一軸圧縮強度が 50kN/㎡以下である。しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であったも、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもある。
- ・土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物をもとの土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとれえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。

建設廃棄物処理指針（環境省環廃産第 110329004 号 23.3.30）

○ 建設汚泥の分類とそれぞれの性状を表－2 に示す。発生土利用基準（国官技第 112 号他 H18.8.10）の土質区分基準では、泥土をその土質性状により泥土 a、泥土 b、泥土 c に分類しているが、今回建設汚泥を含水状態及び自硬性の有無により非自硬性汚泥（泥水状汚泥、泥土状汚泥）および自硬性汚泥に分類した。建設汚泥はその発生工法により性状が異なり、性状の違いにより前処理や処理工法が異なる。

表－2 建設汚泥の分類

分類		性状
非自硬性汚泥	泥水状汚泥	連続地中壁工法や泥水式シールド工法の余剰あるいは使用済みとなった泥水のように含水比の高い建設汚泥。 機械式脱水により減量化可能
	泥土状汚泥	泥土圧シールド工法の排土のように比較的含水比が低い建設汚泥。 機械式脱水がは困難、天日乾燥および安定処理等は可能。
自硬性汚泥		ソイルセメント壁工法や高圧噴射攪拌工法等より発生する排泥のように、セメント等を多量に含み、放置すれば固結する建設汚泥。

建設汚泥再生利用マニュアル（H20.12（独）土木研究所）

- 土砂か汚泥かの判断が難しい場合は、下記の各環境部局に事前に確認すること。
- ①札幌市：環境局環境事業部事業廃棄物課
 - ②函館市：環境部環境対策課
 - ③旭川市：環境部廃棄物政策課
 - ④その他の市町村：各（総合）振興局保険環境部環境生活課

廃掃：廃棄物処理法 リ法：リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

泥土・建設汚泥の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
・建設汚泥の処理	- 建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第 46 号他 H18.6.12) 及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」(国官技第 48 号他 H18.6.12) により、【自ら利用】に積極的に取り組むこととし、「建設工事等から発生する土砂由来の無機性汚泥の再生利用に係る取り扱いについて」(循環第 1887 号 H28.3.25 及び「産業廃棄物由来のものを土質材料として利用する場合における留意次項について」(循環第 1796 号 H20.3.31) により取り扱うこととするについて十分留意すること。また、それらに伴う必要な試験について適正に積算をする。 【自ら利用】及び再資源化施設への搬出、他の工事での利用出来ない工事については、廃棄物処理法により適正に処理すること。	- 利用にあたっては、「発生土利用基準について」(国官技第 112 号他 H18.8.10)「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第 46 号他 H18.6.12) 等によるものとする。 - 自ら利用する場合は、特記仕様書に明示すると共に、必要な費用を適正に積算する。 - 再資源化施設及び最終処分場へ搬出する場合は、特記仕様書に明示すると共に、処理費用及び運搬費用等を適正に積算する。	【自ら利用】を行う場合には、適正な再生利用を図るため、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第 46 号他 H18.6.12) 等に定められている「建設汚泥再生利用計画書」を作成し、実施状況を記録する。なお【自ら利用】を行う場合、各環境部局に提出書類の有無等に関する確認を行うこと。 - 安定処理及び改質土の利用にあたっては、水質の変化や周辺環境保全上支障が生じないように配慮すること。また、それらの利用にあたっては、土壌の汚染に係る環境基準(環境省告示 46 号 H3.8.23) 及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の土壌含有量基準を満たすものであること。 - セメント安定処理にあたっては、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」(国官技第 16 号他 H13.4.20) 等により溶出試験を実施し、環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の土壌含有量基準を満たすセメント及びセメント系固化剤を使用すること。	廃掃第 12 条 " 14 条 " 15 条 要綱第 22 " 23 " 24 " 25 " 29 建リ法第 6 条

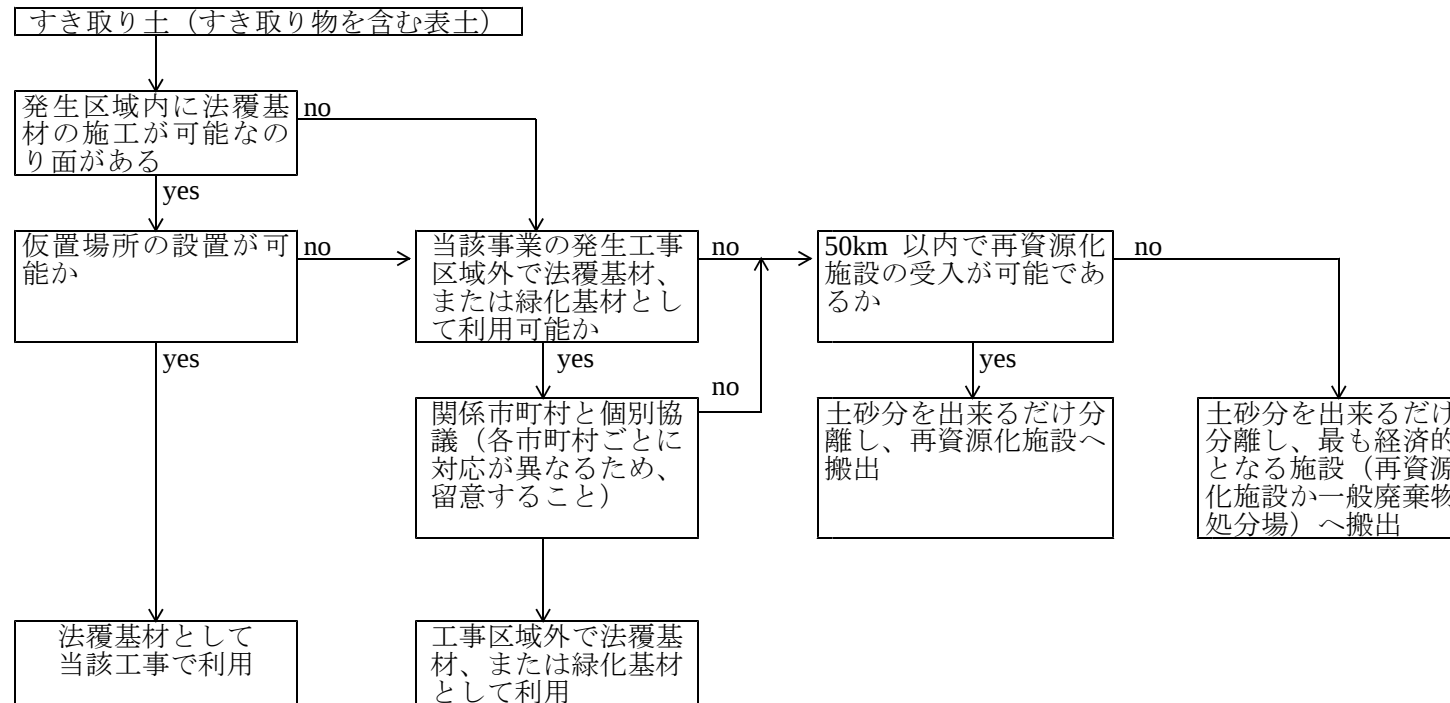
泥土・建設汚泥の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
3 有害物質	有害物質とは、「土壌の汚染に係る環境基準」（以下「環境基準」という。）（環境省告示第 37 号 H22 改正）及び「土壌汚染対策法施行規則第 3 1 条第 2 項の基準（以下「含有量基準」という。）及び「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（以下「判定基準」という。）（環境省令第 36 改正 H18）に規定される有害物質をいう。 環境基準を超過するか含有量基準を超過する泥土及び建設泥土については、環境基本法（法律第 47 号 H24 改正）第 16 条第 1 項及び水質汚濁防止法（法律第 105 号 H23 改正）第 15 条より、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（環境庁水質保全局 H11,1）（以下「対策指針」という。）及び「指定区域から搬出する汚染土壌の取り扱いについて」（環境省環境管理局水環境部土壌環境課長 H17.5.19 環水土第 050519002 号）によることとし、遮断型最終処分場または、管理型最終処分場において適正に処分すること。遮断型最終処分場または、管理型最終処分場の受け入れ条件等により受け入れが困難な場合（大量に発生し処分場の受け入れ可能量を超過する等）は、対策指針により、適正に対策を講じ、最終処分場への搬出量の抑制に努めること。			
4 一時保管	現場内及びストックヤードで一時保管する場合は、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」により、適切に保管する。	- 保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 - 周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板（保管場所である旨、保管の期間、管理者名、連絡先、最大積み上げ高さ、保管（可能）量）を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 - 一時保管の設置場所、規模等を特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。	特記仕様書等に明示された事項等が適切に処置されているか確認すること。	廃法第 1 2 条 要綱第 2 0 「 2 9 保管ガイドライン
5 他工事での利用	当該工事で利用できない場合で、近傍の他の工事で利用が可能で、再資源化施設を利用するよりも有利であると判断される場合は、「国等が行う産業廃棄物の再生利用について」（H14.4.2 付け環廃第 6 号）による協議制度に基づき、再生利用を行う工事の発注者が、産業廃棄物再生利用工事計画書を作成し、各（総合）振興局等環境部局と協議すること。	- 他工事での再生利用にあたっては、発生量、発生工事、発生場所、利用工事、利用場所、利用量、利用時期、利用方法等について整理すること。 - 搬出する工事は、発生量、搬出先、搬出時期、利用工事、利用機関等について特記仕様書で明示すること。 - 利用する工事は「○基本的な考え方」を踏まえ、利用量、他の廃棄物混入の防止、必要な品質規格、管理方法、残余物の扱い等について特記仕様書で明示しなければならない。	廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。	廃掃第 1 4 条 要綱第 2 9

6 すき取り土の処理・再利用フロー（特定外来生物の生きている器官は除く）

別紙 7

【処理・再利用フロー】



【処理・再利用フローの考え方】

- 1 すき取り土とは、すき取り物（草類の根等の一般廃棄物）を含む表土で、法覆基材として【自ら利用】（排出事業者自らが、当該工事区域内で改質処理を行い、当該工事で利用することをいう。）する場合に限り、一般廃棄物として扱わない。
- 2 個別協議：【自ら利用】ができない場合は、一般廃棄物として扱い、法覆基材、または緑化基材として利用することについて関係市町村と協議を行う。
- 3 法覆基材：すき取り土のみ（新たな種子等を混入しない）を用いて、厚さにより、法面等を覆い保護する基材。
- 4 緑化基材：すき取り土に種子等を播子・混入・吹き付け等を行い、緑化植生により、法面等を覆い保護する基材。
- 5 すき取り土が利用できない場合は、現場で出来るだけ土砂分を除くなどして減量化を図り、再資源化施設等へ搬出する。
- 6 再資源化施設：一般廃棄物の処分業の許可を有する堆肥化施設等をいう。
- 7 最終処分場：市町村が管理し運営する一般廃棄物の最終処分場または、市町村からの処分業の許可を有する最終処分場。

すき取り土の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
1 現場内利用	すき取り土は、法面の早期植生の必要性や現場状況等に留意し、法覆基材として現場内で自ら利用することを原則とする。	・すき取り土は、「すき取り土の有効利用に係る取り扱いについて」（治山第 2050 号 H21.3.30、森林第 1130 号 H22.3.23）による利用することとするであること。 ・残余物等が発生した場合は、再資源化施設等に適切に処理すること。	・既存の植生が繁茂している部分を利用すること。 ・草根と土砂が概ね均一になるように配慮されていること。 ・不良土壌や有害な雑物（ゴミ・空き缶など）は、除却されていること。 ・すき取り土の掘削、集積、運搬施工を実施することにより飛散・流出等が発生しないように留意するとともに、周辺生活環境衛生上支障のないよう配慮すること。	
一時仮置	すき取り土を利用する場合は、現場内に仮置きヤード設置することを原則とする。ただし、現場内が狭小な場合や周辺状況等によりヤードが設置できない場合は、現場外に設置（借地等可）してもよい。	・保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 ・必要に応じ、周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板（保管場所である旨、建設副産物の種類、保管の期間、管理者名、連絡先）を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 ・仮置きヤードの設置場所、規模等の特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。	・利用するまでの期間に流出、飛散及び水質汚濁等が発生しないこととすき取り土の品質の劣化が生じないよう適切に管理されているか確認すること。 ・仮置きヤード周辺に飛散していないか確認すること。 ・不良土壌や有害な雑物及び産業廃棄物が、混入していないか確認すること。	

すき取り土の再利用の留意事項

	再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
			設 計 業 務	監 督 業 務	
29	2 工事区域外での利用	工事区域外ですき取り土が利用できる場合は、関係市町村の環境部局と協議を行い許可を得て利用する。	・利用可能量を把握し、必要な量のすき取り土を利用することとし、残余物は、再資源化施設等で適切に処理すること。 ・十分な緑化が確保されるよう必要な措置を講ずること。 ・利用にあたっては、流出、飛散及び水質汚濁等の周辺環境保全上影響が発生しない利用であること。 ・個別協議により、条件が付加された場合、設計図書に必要な特記仕様書を添付すること。	・植生管理基準の規定により管理する。 ・植生の繁茂するまでの期間は、流出、飛散及び水質汚濁等の周辺環境保全上影響が発生しないよう留意すること。 ・特記仕様書に記載された事項が遵守されているか確認すること。 ・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 1) 排出事業者(元請業者)自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要(自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。) 2) 排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。	
	3 再資源化施設へ搬出	工事等で有効利用することができない場合は、50km 以内の発生する市町村の一般廃棄物処分業の許可を有する再資源化施設に搬出する。	・再資源化施設に搬出する場合は、現場で出来るだけ土砂分を除くなどして減量化を図ること。 ・再資源化施設の受入条件等により、土砂分の高度分離(トロンメル等)を行う必要がある場合は、分離処理費用等を適正に積算すること。 ・現場で高度分離を行う場合は流出、飛散及び水質汚濁等の周辺環境保全上影響が発生しないよう配慮すること。また、排出事業者以外の業者に現場での分離を委託する場合、一般廃棄物処分業の許可が必要な場合があるので留意すること。 ・分離処理施設に搬出する場合は、一般廃棄物処分業の許可を有した施設であるか事前に確認すること。 ・再資源化施設が当該発生現場の市町村から搬出された一般廃棄物が受け入れ可能であるか、事前に確認すること。	・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 1) 排出事業者(元請業者)自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要(自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。) 2) 排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。 ・一般廃棄物処理場等のすき取り物の搬入量の確認を行うこと。 ・運搬に伴い飛散・流出等が、発生しないよう確認すること。	

すき取り土の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
4 最終処分場へ搬出	1, 2, 3によれない場合、関係市町村と協議し、最終処分場に搬出すること。	・最終処分場に搬出する場合は、現場で出来るだけ土砂分を除くなどして減量化を図ること。 ・最終処分場の受入条件等により、土砂分の高度分離（トロンメル等）を行う必要がある場合は、分離処理費用等を適正に積算すること。 ・現場で高度分離を行う場合は流出、飛散及び水質汚濁等の周辺環境保全上影響が発生しないよう配慮すること。また、排出事業者以外の業者に現場での分離を委託する場合、一般廃棄物処分業の許可が必要な場合があるので留意すること。 ・分離処理施設に搬出する場合は、当該発生現場の市町村の一般廃棄物処分業の許可を有した施設であるか、事前に確認すること。 ・一般廃棄物処分場が当該発生現場の市町村から搬出された一般廃棄物が受け入れ可能であるか、事前に確認すること。	・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 1) 排出事業者(元請業者)自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要(自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。) 2) 排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。 ・一般廃棄物処理場等のすき取り物の搬入量の確認を行うこと。 ・運搬に伴い飛散・流出等が、発生しないよう確認すること。	

【参考文献】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（S45,12,25 法律第 137 号）
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（S46,9,23 政令第 300 号）
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（S46,9,23 厚生省令第 35 号）
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（H12,5,31 法律第 104 号）
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（H12,11,29 政令第 495 号）
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（H14,3,5 国交省環境省令第 1 号）
 解体工事業に係る登録等に関する省令（H13,5,18 国土交通省令第 92 号）
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（H14,3,5 国土交通省令第 17 号）
 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（H13,1,17 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）
 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（H12,5,31 法律 100 号）
 資源の有効な利用の促進に関する法律（H3,4,26 法律第 48 号）
 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（H3,10,18 政令第 327 号）
 資源の有効な利用の促進に関する法律基本方針（H5,8,16 環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省告示第 1 号）
 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3,10,25 建設省令第 19 号）
 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3,10,25 建設省令第 20 号）
 公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について（H18,6,12 国官技第 47 号・国官総第 130 号）
 事業執行における積算等の留意事項について（H4,8,5 建設省技調発第 192 号）
 建設リサイクル推進に係る実施事項について（H10,8,4 建設省技調発第 167 号）
 建設副産物適正処理推進要綱の制定について（H5,1,12 建設省経建発 3 号）
 条件明示について（H3,1,25 建設省技調発 24 号）
 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針について（H11,1,29 環水企第 29 号）
 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準について（H11,1,29 環水企第 30 号）
 土壌の汚染に係る環境基準について（H3,8,23 環境庁告示第 46 号）
 水質汚濁に係る環境基準について（S46,12,28 環境庁告示第 59 号）
 コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（H6,4,11 建設省技調発第 88 号）
 発生土利用基準について（H16,3,31 国官技第 341 号・国官総第 669 号）
 建設汚泥処理土利用技術基準について（H18,6,12 国官技第 50 号・国官総第 137 号）
 建設汚泥リサイクル指針（H11,10 建設省）
 土壌汚染対策法（H14 法律第 53 号）
 土壌汚染対策法施行規則（H14,12,26 環境省令第 29 号）
 建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について（H18,6,12 国官技第 46 号・国官総第 128 号）
 建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（H18,6,12 国官技第 48 号・国官総第 131 号）
 建設汚泥再生利用マニュアル（H20,12（独）土木研究所）
 建設廃棄物処理指針（H23,3,30 環廃産第 110329004 号）
 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（H16,6,2 法律第 78 号）
 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（H17,4,27 政令第 169 号）
 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（H17,5,25 環境省・農林水産省令第 2 号）